

第 7 2 2 号  
平成26年 9月10日 発行

# 天理市公報

発行 天 理 市  
編集 総務部総務課

## 目 次

告 示	番号	頁数
・ 放置自転車等の保管について	251	2
・ 放置自転車等の保管について	252	2
・ 公示送達について	254	2
・ 放置自転車等の保管について	255	3
・ 放置自転車等の保管について	256	3
・ 放置自転車等の保管について	257	4
・ 放置自転車等の保管について	258	4
・ 放置自転車等の保管について	259	4
・ 放置自転車等の保管について	260	5
・ 放置自転車等の保管について	261	5
・ 放置自転車等の保管について	262	5
・ 放置自転車等の保管について	263	6
・ 放置自転車等の保管について	264	6
・ 放置自転車等の保管について	265	7
・ 公示送達について	266	7
・ 放置自転車等の保管について	267	7
・ 放置自転車等の保管について	268	8
・ 放置自転車等の保管について	269	8
・ 放置自転車等の保管について	270	8
・ 放置自転車等の保管について	271	9
・ 放置自転車等の保管について	272	9
・ 放置自転車等の保管について	273	10
・ 放置自転車等の保管について	274	10
・ 抑留犬の公示について	275	10
・ 放置自転車等の保管について	276	11
・ 放置自転車等の保管について	277	11
・ 放置自転車等の保管について	278	12
・ 公示送達について	279	12
・ 放置自転車等の保管について	280	12
・ 放置自転車等の保管について	281	13
・ 平成26年第3回天理市議会定例会の招集について	282	13
・ 放置自転車等の保管について	283	13
・ 放置自転車等の保管について	284	14

・ 放置自転車等の保管について	285	14
・ 公示送達について	286	14
・ 公示送達について	287	15
・ 公示送達について	288	15
・ 放置自転車等の保管について	289	15

公 告	番号	頁数
・ 国営大和紀伊平野土地改良事業計画の縦覧について	28	16
・ 国営十津川紀の川土地改良事業計画の縦覧について	29	16
・ 国営第二十津川紀の川土地改良事業計画の縦覧について	30	16
・ 一般競争入札について	31	16

教育委員会	番号	頁数
・ 臨時教育委員会の招集について	10	20
・ 定例教育委員会の招集について	11	20

農業委員会	番号	頁数
・ 農業委員会の招集について	9	20

選挙管理委員会	番号	頁数
・ 選挙人名簿及び在外選挙人名簿に登録をした者の氏名を記載した書面の縦覧場所について	20	20
・ 選挙権を有する者の直接選挙に必要な選挙人の数について	21	20
・ 天理市長選挙における選挙の効力及び当選の効力に関する異議申出について	22	21

公営企業	番号	頁数
・ 平成26年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について【公告】	22	21
・ 一般競争入札について【公告】	23	21
・ 平成26年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について【公告】	24	24

## 告 示

(平成26年 8 月 6 日 掲示済)

### 天理市告示第251号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年 8 月 6 日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日  
平成26年 8 月 6 日
- 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所  
天理市田井庄町671番地1  
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
  - (1) 返還期間  
平成26年 8 月 6 日から平成26年10月 4 日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
  - (2) 返還時間  
午前 9 時から午後 6 時まで
- 6 返還時に必要なもの
  - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）
  - (2) 移動・保管費用（1 台につき）
    - ア 移動費 2,050 円
    - イ 保管費 1,020 円（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 7 連絡先  
天理市自転車等保管施設 電話 0743-62-7778  
天理市総務部地域安全課 電話 0743-63-1001

(平成26年 8 月 7 日 掲示済)

### 天理市告示第252号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年 8 月 7 日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成26年 8 月 7 日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成26年 8 月 7 日から平成26年10月 5 日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
午前 9 時から午後 6 時まで
- (以下 略)

(平成26年 8 月 8 日 掲示済)

天理市告示第254号

公示送達について

下記書類の送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでなく、または外国においてすべき送達につき困難な事情があるため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達をする。

尚、この公示送達に係る関係書類は、本市保険医療課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成26年 8月 8日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

（注意）国民健康保険法第78条の規定により準用する地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

（平成26年 8月 8日 揭示済）

天理市告示第255号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年 8月 8日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成26年 8月 8日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - （1）返還期間  
平成26年 8月 8日から平成26年10月 6日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - （2）返還時間  
午前 9時から午後 6時まで
- （以下 略）

（平成26年 8月 8日 揭示済）

天理市告示第256号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年 8月 8日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日  
平成26年 8月 8日
- 3 移動対象区域  
天理市二階堂上ノ庄町 304番地先放置禁止区域
- 4 保管場所 略
- 5 返還期間及び返還時間
  - （1）返還期間  
平成26年 8月 8日から平成26年10月 6日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
  - （2）返還時間  
午前 9時から午後 6時まで

(以下 略)

(平成26年 8 月11日 掲示済)

天理市告示第257号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年 8 月11日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日  
平成26年 8 月11日
- 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所 略
- 5 返還期間及び返還時間
  - (1) 返還期間  
平成26年 8 月11日から平成26年10月 9 日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
  - (2) 返還時間  
午前 9 時から午後 6 時まで

(以下 略)

(平成26年 8 月11日 掲示済)

天理市告示第258号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年 8 月11日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日  
平成26年 8 月11日
- 3 移動対象区域  
天理市西長柄町89番地 2 先放置禁止区域
- 4 保管場所 略
- 5 返還期間及び返還時間
  - (1) 返還期間  
平成26年 8 月11日から平成26年10月 9 日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
  - (2) 返還時間  
午前 9 時から午後 6 時まで

(以下 略)

(平成26年 8 月12日 掲示済)

天理市告示第259号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により、自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年 8 月12日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日

平成26年 8月12日

- 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所 略
- 5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成26年 8月12日から平成26年10月10日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成26年 8月13日 揭示済)

天理市告示第260号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により、自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年 8月13日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日  
平成26年 8月13日
- 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所 略
- 5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成26年 8月13日から平成26年10月11日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成26年 8月14日 揭示済)

天理市告示第261号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により、自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年 8月14日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日  
平成26年 8月14日
- 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所 略
- 5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成26年 8月14日から平成26年10月12日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成26年 8月15日 揭示済)

天理市告示第262号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年 8月15日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成26年 8月15日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成26年 8月15日から平成26年10月13日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成26年 8月18日揭示済)

天理市告示第263号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年 8月18日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成26年 8月18日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成26年 8月18日から平成26年10月16日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成26年 8月19日揭示済)

天理市告示第264号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年 8月19日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日  
平成26年 8月19日
- 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成26年 8 月19日から平成26年10月17日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前 9 時から午後 6 時まで

(以下 略)

(平成26年 8 月19日 掲示済)

天理市告示第265号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第13条第 2 項及び第 3 項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成26年 8 月19日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

平成26年 8 月19日

3 天理市中町80番地 2 先放置禁止区域外

先放置禁止区域外

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成26年 8 月19日から平成26年10月17日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前 9 時から午後 6 時まで

(以下 略)

(平成26年 8 月20日 掲示済)

天理市告示第266号

公示送達について

下記書類の送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでなく、または外国においてすべき送達につき困難な事情があるため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の 2 の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、当市保険医療課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成26年 8 月20日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 国民健康保険法第78条の規定により準用する地方税法第20条の 2 第 3 項の規定により、掲示を始めた日から起算して 7 日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

(平成26年 8 月20日 掲示済)

天理市告示第267号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成26年 8 月20日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成26年 8 月20日

- 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成26年 8 月20日から平成26年10月18日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

---

(平成26年 8 月21日 揭示済)

天理市告示第268号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年 8 月21日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成26年 8 月21日
  - 3 天理市二階堂上ノ庄町95番地53先放置禁止区域外  
先放置禁止区域外
  - 4 保管場所 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成26年 8 月21日から平成26年10月19日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

---

(平成26年 8 月21日 揭示済)

天理市告示第269号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年 8 月21日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成26年 8 月21日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成26年 8 月21日から平成26年10月19日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

---

(平成26年 8 月22日 揭示済)



天理市告示第270号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年 8月22日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成26年 8月22日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成26年 8月22日から平成26年10月20日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成26年 8月25日揭示済)

天理市告示第271号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年 8月25日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成26年 8月25日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成26年 8月25日から平成26年10月23日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成26年 8月26日揭示済)

天理市告示第272号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年 8月26日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日  
平成26年 8月26日
- 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成26年 8 月26日から平成26年10月24日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前 9 時から午後 6 時まで

(以下 略)

(平成26年 8 月27日 掲示済)

天理市告示第273号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年 8 月27日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成26年 8 月27日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成26年 8 月27日から平成26年10月25日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前 9 時から午後 6 時まで

(以下 略)

(平成26年 8 月27日 掲示済)

天理市告示第274号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年 8 月27日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

平成26年 8 月27日

3 天理市田町523番地先放置禁止区域外

先放置禁止区域外

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成26年 8 月27日から平成26年10月25日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前 9 時から午後 6 時まで

(以下 略)

(平成26年 8 月28日 掲示済)

天理市告示第275号

抑留犬の公示

狂犬病予防法第6条第8項（第18条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり公

示する。

平成26年 8 月28日

天理市長 並 河 健

保護日時 平成26年 8 月28日 10 : 30

保護場所 天理市櫛本町

種類 雑種

性別 雄

年齢 成

毛色 茶

体格 中

その他、特徴 チェーン首輪

犬の所有者は、郡山保健所（TEL51-0193）へ返還請求の手続をしてください。

(平成26年 8 月28日 掲示済)

天理市告示第276号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年 8 月28日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成26年 8 月28日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成26年 8 月28日から平成26年10月26日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成26年 8 月29日 掲示済)

天理市告示第277号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年 8 月29日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成26年 8 月29日
  - 3 天理市二階堂上ノ庄町379番地先放置禁止区域外  
先放置禁止区域外
  - 4 保管場所 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成26年 8 月29日から平成26年10月27日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成26年 8 月29日 掲示済)

天理市告示第278号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年 8 月29日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成26年 8 月29日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成26年 8 月29日から平成26年10月27日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成26年 9 月1日 掲示済)

天理市告示第279号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年 7 月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成26年 9 月1日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 地方税法第20条の2の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成26年 9 月1日 掲示済)

天理市告示第280号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年 9 月1日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日  
平成26年 9 月1日
- 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所 略
- 5 返還期間及び返還時間
  - (1) 返還期間  
平成26年 9 月1日から平成26年10月30日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
  - (2) 返還時間

午前9時から午後6時まで  
(以下 略)

(平成26年9月1日揭示済)

天理市告示第281号

天理市自転車等駐車場条例（平成13年9月天理市条例第31号）第13条第1項の規定により、有効期限を過ぎて放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条第2項の規定により告示する。

平成26年9月1日

天理市長 並 河 健

- 1 撤去理由  
自転車等駐車場内に有効期限を過ぎて放置されていたため。
- 2 撤去日  
平成26年8月29日
- 3 返還期間及び返還時間
  - (1) 返還期間  
平成26年9月1日から平成27年2月28日まで
  - (2) 返還時間  
自転車等駐車場の営業時間
- 4 返還時に必要なもの
  - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）
  - (2) 延滞期間に応じた駐車料金
- 5 連絡先  
ミディ総合管理（株） 電話 0743-62-7778  
天理市総務部地域安全課 電話 0743-63-1001

(平成26年9月2日揭示済)

天理市告示第282号

平成26年第3回天理市議会定例会を、次のとおり招集する。

平成26年9月2日

天理市長 並 河 健

記

- 1 期 日 平成26年9月9日
- 2 場 所 天理市役所議事場

(平成26年9月2日揭示済)

天理市告示第283号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年9月2日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成26年9月2日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成26年9月2日から平成26年10月31日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成26年9月3日揭示済)

天理市告示第284号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第13条第 2項及び第 3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1項の規定により告示する。

平成26年 9月 3日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成26年 9月 3日
  - 3 天理市杉本町 4 1 2 番地 4 先放置禁止区域外  
先放置禁止区域外
  - 4 保管場所 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成26年 9月 3日から平成26年11月 1日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
午前 9時から午後 6時まで
- (以下 略)

(平成26年 9月 3日揭示済)

天理市告示第285号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1項の規定により告示する。

平成26年 9月 3日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成26年 9月 3日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成26年 9月 3日から平成26年11月 1日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
午前 9時から午後 6時まで
- (以下 略)

(平成26年 9月 4日揭示済)

天理市告示第286号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の 2 及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年 7月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成26年 9月 4日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 地方税法第20条の 2 の規定により、公示送達した日から起算して 7日を経過したときに書類の送

達があったものとみなす。

(平成26年9月4日揭示済)

天理市告示第287号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年7月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成26年9月4日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 地方税法第20条の2の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成26年9月4日揭示済)

天理市告示第288号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年7月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成26年9月4日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 地方税法第20条の2の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成26年9月4日揭示済)

天理市告示第289号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年9月4日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成26年9月4日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成26年9月4日から平成26年11月2日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

公 告

(平成26年8月13日揭示済)

天理市公告第28号

このたび、土地改良法第87条の3第1項の規定に基づき、国営大和紀伊平野土地改良事業（農業用排水）計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、別紙のとおり公告する。

平成26年 8月13日

天理市長 並 河 健

(平成26年 8月13日 掲示済)

天理市公告第29号

このたび、土地改良法第87条の3第1項の規定に基づき、国営十津川紀の川土地改良事業（維持管理）計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、別紙のとおり公告する。

平成26年 8月13日

天理市長 並 河 健

(平成26年 8月13日 掲示済)

天理市公告第30号

このたび、土地改良法第87条の3第1項の規定に基づき、国営第二十津川紀の川土地改良事業（農業用排水）計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、別紙のとおり公告する。

平成26年 8月13日

天理市長 並 河 健

(平成26年 9月 3日 掲示済)

天理市公告第31号

一般競争入札について

建設工事の請負について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により公告する。

平成26年 9月 3日

天理市長 並 河 健

第1 競争入札に付する事項等

- (1) 工事名 山の辺第一工区 田部南公園整備工事(その1)及び山の辺第一工区 田部南公園整備工事(その2)外
- (2) 工事場所 天理市 田部町地内
- (3) 工事概要
  - 山の辺第一工区 田部南公園整備工事(その1)
    - 公園敷面積 A = 2700㎡
    - 土工 1式
    - 排水工 1式
    - 公園施設工 1式
    - 舗装工 1式
    - 電気施設工 1式
    - 給水施設工 1式
    - 撤去工 1式
  - 山の辺第一工区 田部南公園整備工事(その2)外
    - 公園敷面積 A = 2700㎡
    - 芝生舗装 A = 1380㎡
    - 植栽工 1式
    - 遊具類工 1式
    - 雨水流入管渠整備
      - 雨水流入管渠工 HPφ900
      - L = 23.4m
      - 流入枳 2.80×5.30×3.70
      - N = 1箇所
      - 管渠堆積土砂撤去 1式
    - 天理停車場線整備
      - 歩車道境界ブロック L = 10.0m
      - 照明灯 N = 1基



舗装工 1式

- (4) 工期 平成27年3月25日まで  
(5) 予定価格 51,827,040円(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)  
(6) 最低制限価格 45,833,040円(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)

## 第2 競争参加資格

- (1) 天理市に対して本市建設工事執行規則第5条に規定する建設工事入札参加資格申請書(様式第1号)を提出している土木工事の資格を有する建設業者(市内に本店又は営業所(建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に規定するもののうち本店を除いたものであって、かつ、当該営業所が本市に対する入札参加資格を有する者に限る。)を有するもの)であって、次の(2)から(3)に掲げる条件をすべて満たし、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けたものであること。
- (2) 次の条件をすべて満たしていること。
- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - ② 建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を、土木工事業について受けている者であること。
  - ③ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7ヶ月前までの直近のもの)における土木工事の総合評定値を有する者であること。
  - ④ 本市が平成26年7月1日に発表した建設工事請負業者格付表(平成26年度)において土木工事の格付がA等級に位置づけされている者であること。
  - ⑤ 本競争入札参加資格確認時点及び本件の開札日までの間において、本市より入札参加停止措置を受けていない者であること。
  - ⑥ 本工事の仕様書に対する質問を、書面(様式は自由とする。以下「質問書」という。)により提出した者であること。
  - ⑦ 本市に対して不誠実な行為のない者であること。
  - ⑧ 他詳細は、入札説明書による。
- (3) 次の条件を満たす配置予定技術者をこの工事を行う期間中、1名専任で配置できること。
- ① 一級土木施工管理技士、もしくは一級建設機械施工技士、技術士(建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)、水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに限る。))又は総合技術監理部門(選択科目が建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。))の資格を有する者又はこれと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者
  - ② 入札の申し込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者
  - ③ 監理技術者にあつては、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者

## 第3 入札手続等

- (1) 担当部課  
〒632-8555  
天理市川原城町605番地  
天理市役所 総務部総務課 入札審査室  
電話番号 0743-63-1001 内線 332
- (2) 入札説明書の交付期間及び場所
- ① 交付期間 別表(入札日程)のとおりとする。
  - ② 交付場所 (1)に同じ。

## 第4 競争参加資格の確認等

本競争の参加希望者は、第2に掲げる競争資格を有することを証明するため、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を下記のとおり提出し、市長から競争参加資格のあることの確認を受けなければならない。

- (1) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出
- ① 提出期間 別表(入札日程)のとおりとする。
  - ② 提出場所 第3(1)に同じ。
  - ③ 提出部数 各1部
  - ④ 提出方法 持参すること。
  - ⑤ 作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

## 第5 仕様書公開の日時及び場所

- (1) 日時 別表(入札日程)のとおりとする。
- (2) 場所 第3(1)に同じ。
- (3) 仕様書に対する質問書は、質疑の有無にかかわらず、下記期限までに提出するものとする。
  - ① 質問書提出期限 別表(入札日程)のとおりとする。

② 質問書提出場所 第3(1)に同じ

③ 質問書提出方法 質問書の提出は、持参によることとし、郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めない。

(4) 質問書に対する回答は、別表(入札日程)のとおり回答書を発送するとともに、総務課入札審査室にて閲覧に供する。

#### 第6 入札の方法

(1) 競争参加資格者は、天理市建設工事執行規則(昭和48年2月天理市規則第4号)第8条に規定する入札書に必要な事項を記入し、記名押印した上で、日本郵便株式会社天理郵便局留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により指定された到着期限までに郵便により提出しなければならない。

(2) 入札書の郵送に際しては、封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書1通を入れ封かんし、表側に工事名及び入札者名を記載した上で、外封筒に入れなければならない。

(3) 外封筒の表面に開札日、工事名、住所又は所在、商号又は名称、代表者氏名等の必要事項を記入した郵便入札送付票を貼付しなければならない。

(4) 前各項に規定する方法により入札書を送付しなかったとき又は入札書が到着期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

#### 第7 入札書の到着期限日及び送付先

(1) 到着期限日 別表(入札日程)のとおりとする。

(2) 入札書の送付先 日本郵便(株) 天理郵便局 留  
天理市役所総務部総務課入札審査室 行

#### 第8 開札日時及び場所

(1) 日時 別表(入札日程)のとおりとする。

(2) 場所 天理市川原城町605番地  
天理市役所3階 334会議室

#### 第9 落札者の決定方法

(1) 入札の回数は、1回とする。

(2) 天理市契約規則(昭和40年8月天理市規則第22号)第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し、かつ、最低制限価格を下回らない有効な入札を行った者を落札者とする。決定後、落札者にその旨を通知するとともに、入札結果は総務課入札審査室で公表する。

落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

#### 第10 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除

② 契約保証金 金額については、請負代金額の10分の1以上とし、保証方法等詳細については、天理市建設工事執行規則第13条に規定する契約書に定めるとおりとする。

(2) 入札の無効

本入札説明書に規定した競争参加資格が認められていない者のなした入札、第2に定める競争参加資格がない者のなした入札、第6に定める入札の方法によらない入札、本市に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札並びに仕様書及び天理市建設工事郵便入札試行要領において示した入札条件等に違反した入札は無効とする。

(3) 入札中止条件

この入札手続執行途中で、入札参加可能者が3者未満となったとき又は入札開札時に入札参加者が3者未満となったときは、その段階で入札手続又は入札を中止する。

#### 第11 入札公告の掲示場所

天理市役所 掲示場

#### 第12 問い合わせ先

天理市役所 総務部総務課 入札審査室  
電話番号 0743-63-1001 内線 332

#### 第13 その他

詳細は、入札説明書による。

## 別表（入札日程）

山の辺第一工区 田部南公園整備工事(その1) 及び山の辺第一工区 田部南公園整備工事(その2)外	
事 項	期 間 等
入札説明書の交付	平成26年9月3日（水）から 平成26年9月16日（火）まで 天理市ホームページからダウンロードできます。
申請書の提出期間 仕様書の公開日	平成26年9月3日（水）から 平成26年9月16日（火）まで 申請書等の様式は、天理市ホームページからダウンロードできます。
質問書の提出期限	平成26年9月18日（木）まで <u>質問書の提出は、質問がない場合も必ず必要です。</u>
競争参加資格確認 の結果の通知日	平成26年9月26日（金）
質問書への回答日	平成26年9月26日（金）
競争参加資格がないとした 場合の説明要望書提出期限	平成26年9月30日（火）
競争参加資格がないとした 場合の当該理由の回答日	平成26年10月3日（金）
入札書到着期限日	平成26年10月9日（木）
開札の日時	平成26年10月10日（金） 午前9時30分
くじを行う場合の日時	平成26年10月10日（金） 午前11時

上記の期間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

## 教育委員会

(平成26年 8 月 7 日 掲示済)

### 天教告示第10号

平成26年 8 月19日午後 1 時30分から 8 月臨時教育委員会を天理市役所に招集する。  
平成26年 8 月 7 日

天理市教育委員会  
委員長 前川 喜太郎

(平成26年 9 月 1 日 掲示済)

### 天教告示第11号

平成26年 9 月 3 日午前 9 時30分から 9 月定例教育委員会を天理市役所に招集する。  
平成26年 9 月 1 日

天理市教育委員会  
委員長 前川 喜太郎

## 農業委員会

(平成26年 8 月25日 掲示済)

### 天農委告示第 9 号

平成26年 9 月 8 日午後 2 時から、下記事項を付議するため天理市農業委員会を天理市役所に招集する。  
平成26年 8 月25日

天理市農業委員会  
会長 藏 本 純 次

#### 記

- 議案第 1 号 農地法第 3 条に関する申請について  
議案第 2 号 農地法第 4 条に関する申請について  
議案第 3 号 農地法第 5 条に関する申請について  
議案第 4 号 その他

- ①農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について  
②生産緑地地区の取得の斡旋依頼について  
③市街化区域の専決処分について (報告)

## 選挙管理委員会

(平成26年 8 月22日 掲示済)

### 天選告示第20号

公職選挙法 (昭和25年法律第100号) 第23条第 1 項及び第30条の 7 第 1 項の規定により、平成26年 9 月 3 日から同月 7 日までの間、縦覧に供する選挙人名簿に登録した者の氏名及び住所等を記載した書面並びに在外選挙人名簿に登録した者の氏名及び経由領事官の名称等を記載した書面の縦覧場所は、次のとおりである。

平成26年 8 月22日

天理市選挙管理委員会  
委員長 堀 内 靖 介

縦覧場所 天理市川原城町605番地  
天理市役所内 天理市選挙管理委員会事務局

(平成26年 9 月 2 日 掲示済)

### 天選告示第21号

平成26年 9 月 2 日現在における地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第74条第 1 項及び第75条第 1 項並びに市町村の合併の特例等に関する法律 (平成16年法律第59号) 第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の 1 の数並びに同法第 4 条第11項及び第 5 条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数並びに地方自治法第76条第 1 項第80条第 1 項、第81条第 1 項及び第86条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和31年法律第162号) 第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数は、次のとおりである。

平成26年 9 月 2 日

天理市選挙管理委員会

委員長 堀内靖介

50分の1の数 1,054人  
6分の1の数 8,781人  
3分の1の数 17,562人

(平成26年 9 月 2 日 掲 示 済)

天選告示第22号

平成25年10月20日執行の天理市長選挙における選挙の効力及び当選の効力に関する異議申出について次のとおり決定した。

平成26年 9 月 2 日

天理市選挙管理委員会  
委員長 堀内靖介

決 定 書

異議申出人 略

上記異議申出人から平成26年 8 月27日付けで申出のあった平成25年10月20日執行の天理市長選挙における選挙の効力及び当選の効力に関する異議申出について、当委員会は次のとおり決定する。

主 文

異議申出人の本件異議の申出を却下する。

理 由

公職選挙法第202条第1項において選挙の効力に関する異議の申出は当該選挙の日から14日以内に、また同法第206条第1項において当選の効力に関する異議の申出は同法第101条の3第2項又は第106条第2項の規定による当選人決定の告示の日から14日以内に、ともに文書で当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に対し異議を申し出ることができると規定されている。

結 論

本件は平成25年10月20日執行の天理市長選挙に対する異議申出が平成26年 8 月27日に提出されており、申出期間である当該選挙の日及び当選人決定の告示日から14日を過ぎているため、本異議申出に対する当委員会の決定は主文のとおり却下とする。

公 営 企 業

(平成26年 8 月 7 日 掲 示 済)

天理市上下水道局公告第22号

平成26年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について

天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年 3 月天理市条例第 1 号）第 7 条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を次のように定める。

平成26年 8 月 7 日

天理市上下水道事業管理者  
藤田俊史

記

排水区域の名称	負担金を賦課しようとする区域(町名)
大和川第7処理分区	柳本町の一部

(平成26年 8 月11日 掲 示 済)

天理市上下水道局公告第23号

一般競争入札について

建設工事の請負について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により公告する。

平成26年 8 月11日

天理市上下水道事業管理者  
藤田俊史

第 1 競 争 入 札 に 付 す る 事 項 等

- (1) 工 事 名 耐震補強基幹管路改良工事(12)
- (2) 工事場所 天理市滝本町地内
- (3) 工事概要 本設配管工事  
(導水管)  
φ400mmGX形铸铁管布設工 L=951.1m  
φ500mmK形铸铁管布設工 L= 4.9m

φ400mmK形铸铁管布設工 (送水管)	L = 1.0m
φ75mmGX形铸铁管布設工	L = 516.1m
φ75mmポリエチレン管布設工 (配水管)	L = 388.5m
φ75mmポリエチレン管布設工	L = 388.1m
舗装本復旧工事 (車道)AS舗装工	S = 4170.0㎡
(歩道)AS舗装工	S = 125.0㎡

(4) 工期 平成27年3月31日まで

(5) 予定価格 146,192,040円(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)

(6) 低入札調査基準価格(以下「調査基準価格」という。) 設定有り。

## 第2 競争参加資格

(1) 天理市上下水道局(以下「局」という。)に対して天理市建設工事執行規則(昭和48年2月天理市規則第4号)第5条に規定する建設工事入札参加資格申請書(様式第1号)を提出している土木工事の資格を有する建設業者(市内に本店又は営業所(建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に規定するもののうち本店を除いたものであって、かつ、当該営業所が局に対する入札参加資格を有する者に限る。)を有するもの)であって、次の(2)から(4)に掲げる条件をすべて満たし、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けたものであること。

(2) 次の条件をすべて満たしていること。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を、土木工事業について受けている者であること。
- ③ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7ヶ月前までの直近のもの)における土木工事の総合評定値を有する者であること。
- ④ 局が平成26年7月1日に発表した建設工事請負業者格付表(平成26年度)において土木工事の格付がA1等級に位置づけられている者であること。
- ⑤ 建設業法第15条の規定による建設業の許可を、水道施設工事業について受けている者であること。
- ⑥ 本競争入札参加資格確認時点及び本件の開札日までの間において、局より入札参加停止措置を受けていない者であること。
- ⑦ 本工事の仕様書に対する質問を、書面(様式は自由とする。以下「質問書」という。)により提出した者であること。
- ⑧ 局に対して不誠実な行為のない者であること。
- ⑨ 他詳細は、入札説明書による。

(3) 次の条件を満たす配置予定技術者をこの工事を行う期間中、1名専任で配置できること。

- ① 1級土木施工管理技士又はそれと同等以上の資格を有する者
- ② 入札の申し込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者
- ③ 監理技術者を置くことが必要な工事にあつては、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習終了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者

(4) 次に掲げる当該設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がある者ではないこと。

名称 関西技術コンサルタント(株)奈良事務所  
所在地 奈良県磯城郡田原本町八尾430-44

## 第3 入札手続等

(1) 担当部課

〒632-8558

天理市川原城町600番地10

天理市上下水道局 総務課 庶務係

電話番号 0743-63-1001 内線 838

(2) 入札説明書の交付期間及び場所

① 交付期間 別表(入札日程)のとおりとする。

② 交付場所 (1)に同じ。

(3) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出の期間、場所及び方法

① 提出期間 別表(入札日程)のとおりとする。

② 提出場所 (1)に同じ。

③ 提出部数 各1部

④ 提出方法 持参すること。

⑤ 作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

- (4) 仕様書公開の日時及び場所
  - ① 日 時 別表（入札日程）のとおりとする。
  - ② 場 所 (1)に同じ。
- (5) 仕様書に対する質問書は、質疑の有無にかかわらず、下記期限までに提出するものとする。  
提出期限 別表（入札日程）のとおりとする。  
提出場所 (1)に同じ。
  - ③ 提出方法 質問書の提出は、持参によることとし、郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めない。
- (6) 質問書に対する回答は、別表（入札日程）のとおりの日には回答書を発送するとともに、総務課庶務係にて閲覧に供します。
- (7) 競争参加資格者は、天理市建設工事執行規則第8条に規定する入札書に必要事項を記入し、記名押印した上で、日本郵便株式会社 天理郵便局留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により指定された到着期限までに提出しなければならない。入札書が到着期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。
- (8) 入札書の到着期限日及び送付先
  - ① 到 着 期 限 日 別表（入札日程）のとおりとする。
  - ② 入札書の送付先 日本郵便株式会社 天理郵便局 留  
天理市上下水道局総務課庶務係 行
- (9) 開札日時及び場所
  - ① 日 時 別表（入札日程）のとおりとする。
  - ② 場 所 天理市川原城町600番地10  
天理市上下水道局 2階 会議室

#### 第4 落札者の決定

- (1) 本入札の執行回数は、1回限りとする。
- (2) 天理市契約規則（昭和40年8月天理市規則第22号）第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し有効な入札を行った者を落札者とする。
- (3) 落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。
- (4) 調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、前2号にかかわらず、下記によるものとする。
  - ① 天理市上下水道局建設工事に係る低入札価格調査制度に関する取扱要領（平成23年7月）に基づき低入札価格調査を行い、落札者を決定するものとする。
  - ② 調査基準価格を下回る入札をした者は、予定価格の範囲内で最低の入札金額であっても、必ずしも落札者とならない場合がある。

#### 第5 その他

- (1) 入札の無効  
本入札説明書に規定した競争参加資格が認められていない者のなした入札、第2に定める競争参加資格がない者のなした入札、本局に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札、並びに入札説明書、仕様書及び天理市上下水道局建設工事郵便入札試行要領において示した入札条件に違反した入札は無効とする。
- (2) 入札中止条件  
この入札手続執行途中で、入札参加可能者が3者未満となったとき又は開札時に入札参加者が3者未満となったときは、その段階で入札手続又は入札を中止する。
- (3) 入札結果の公表等  
落札決定後、入札参加者に対し入札結果通知書をもってその結果を通知するとともに、入札結果を総務課庶務係で公表する。
- (4) 入札保証金及び契約保証金
  - ① 入札保証金 免除
  - ② 契約保証金 契約保証金の額は、請負代金額の10分の1以上とし、保証方法等詳細については、天理市建設工事執行規則第13条に規定する建設工事請負契約書に定めるとおりとする。

#### 第6 入札公告の掲示場所

天理市役所 掲示場

#### 第7 問い合わせ先

天理市上下水道局 総務課 庶務係  
電話番号 0743-63-1001 内線 838

別表（入札日程）

耐震補強基幹管路改良工事(12)	
事 項	期 間 等
入札説明書の交付期間	平成26年 8 月11日（月）から 平成26年 8 月22日（金）まで 天理市上下水道局ホームページからダウンロードできます。
申請書の提出期間 仕様書の公開期間	平成26年 8 月12日（火）から 平成26年 8 月22日（金）まで
質問書の提出期限	平成26年 8 月27日（水） 質問書の提出は、質問がない場合も必ず必要です。
競争参加資格確認 の結果の通知日	平成26年 9 月 2 日（火）
質問書への回答日	平成26年 9 月 2 日（火）
競争参加資格がないとした 場合の説明要望書提出期限	平成26年 9 月 5 日（金）
競争参加資格がないとした 場合の当該理由の回答日	平成26年 9 月10日（水）
入札書到着期限日	平成26年 9 月16日（火）
開札の日時	平成26年 9 月17日（水） 午前10時00分
くじを行う場合の日時	平成26年 9 月17日（水） 午後 2 時

上記の期間・期限は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

（平成26年 8 月28日掲示済）

天理市上下水道局公告第24号

平成26年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について

天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年 3 月天理市条例第 1 号）第 7 条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を次のように定める。

平成26年 8 月28日

天理市上下水道事業管理者  
藤 田 俊 史

記

排水区域の名称	負担金を賦課しようとする区域(町名)
天理北第 1 処理分区	別所町の一部